

一般社団法人 全国放課後連

公開質問状 回答用紙

自由民主党 回答

受領： 2026年2月4日

質問 1

放課後等デイの制度自体の認識についての質問

放課後等デイは、2012年の改正児童福祉法の施行により創設された制度です（児童福祉法6条の2の2第3項）。障害のある子どもたちの放課後や学校休業日における成長発達に寄与し、子どもたちの地域生活、家族の生活も支える重要な事業です。放課後等デイの中心にある価値は、「遊び・生活・集団（仲間）」にあります。これは、国会においても確認されています。たとえば、2024年3月22日参議院内閣委員会において、当時の加藤鮎子担当大臣は、「放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対して授業の終了後又は学校の休業日に発達支援を行うものであり、子供と家族の育ちと暮らしを支える重要なサービスであると認識をしております。また、子供は、遊び、生活、集団の中での様々な体験や経験を通じて成長していくものであり、こうした視点を持ちながら支援を行っていくことも重要」と答弁しています（2023年3月17日参議院内閣委員会でも同様の答弁あり）。

放課後等デイは、障害のある子どもたちの生活を支える重要なものが、現状は、さまざまな問題が指摘されています。上記したような価値を無視したような事業所の参入や利潤だけを求める事業所（利潤追求型事業所）の増加による「活動・支援の質の低下」、また、人材不足による現場の疲弊、さらに、虐待事案や不正請求などの問題も多数報告されています。いま、これらの問題をどのように解決していくべきかが問われています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイの制度について、問題意識を持ってていますか？それはどのようなものですか？

- ① 問題意識を持っている 【 ○ 】

② 問題意識を持っていない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由（どのような問題意識か）

ご指摘の通り、放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対し、授業の終了後や学校の休業日に発達支援を行うものであり、子どもの育ちと家族の暮らしを支える非常に重要な事業であると承知しております。

一方で、近年、多様な主体の事業参入等もあり、支援の質の確保や、利潤追求を目的とした不適切な事業運営、人材確保の困難等を課題として認識しております。

放課後等デイサービスが、子ども基本法の理念に基づき、本来の趣旨に沿って、障害のある子どもたち一人ひとりの成長発達と、家族の生活を支えるものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

質問 2

「日割り・出来高払い」という報酬の仕組みについての質問

放課後等デイ事業所に対する報酬の支払われ方は、「日割り・出来高払い」という仕組みとなっています。この仕組みは、「その日に事業所を利用した子どもの分だけ」報酬が支払われる仕組みです。その日ごとに事業所の収入は変動し、インフルエンザや災害などにより子どもの利用がなくなると、事業所の収入はゼロとなる仕組みです。

他方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）は、日割り出来高払いという仕組みではなく、その事業所全体としての利用児童数や開所日数などの要件を満たした場合に、子どもの欠席等に関係なく、一定額が事業所に支払われる仕組みとなっています。

放課後等デイ事業は、安定的な運営が求められる児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、報酬面が非常に不安定であり、常勤職員などの給与や賞与が安定的に支給できず、人材の定着が困難な状態となっています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ事業所の運営の不安定化を生じさせている「日割り・出来高払い」の仕組みについて、見直す考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

- ① ある 【 】
- ② ない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

放課後等デイサービスは、障害のある子どもたちの成長発達を支える重要な福祉サービスであり、事業所において安定的・継続的に支援が提供されることが不可欠であります。一方、放課後等デイサービスを含め障害福祉サービスは、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる仕組みとしており、この日払い方式の見直しについては慎重な議論が必要と考えております。

ご指摘いただいた課題等を踏まえ、事業の安定的運営と支援の質の確保の両立を図ることができるよう、報酬体系のあり方について、自治体、事業者、関係団体のご意見も伺いながら、幅広く検討してまいります。

質問 3

利用者負担の無償化・軽減策についての質問

放課後等デイ事業は、利用児童の保護者に対して、原則1割の利用者負担が生じています。世帯の年間所得額に応じて利用者負担の額は、0円、4,600円、3万7200円の上限月額が設定されています。現在、0円世帯は全体の12.8%、4,600円世帯は74.4%、37,200円世帯は12.8%となっています（厚労省「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」（2026年1月15日公表）より）。この中でも、37,200円世帯の負担感は大きく、利用者負担を抑えるために保護者による「利用控え」が生じています。放課後等デイ事業は、根本的には、障害のある子どもたちの放課後活動の権利を保障する事業であり、子どもの権利に根差したものです。利用者負担により、子どもの権利が侵害されている状況と言えます。

また、政府は、こども施策の拡充をはかけており、子どもにかかる経済的負担について、無償化（たとえば、児童発達支援事業について、3～5歳の無償化）や軽減策の拡充が行われています。また、一部の区市町村では、独自の無償化・軽減策を実施しています。しかし、障害児支援全体としては、いまだに無償化や軽減策についての議論が進んでおらず、区市町村が独自施策で無償化等を行っているため、自治体レベルでの格差が生じています。小阿木児支援は、国の施策であるにもかかわらず、このような格差が生じるのは、非常に不合理で

あると考えています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイにおける利用者負担について、無償化・軽減策を講じる考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

① ある 【 】

② ない 【 】

③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

放課後等デイサービス等の障害児支援に係る利用者負担については、これまででも、令和元年10月以降、3歳から5歳の障害児に係るサービスの利用者負担を所得にかかわらず無償化するなどの見直しを行ってきたところですが、障害児支援に係るサービスの利用者負担は、制度の持続可能性や公平性等を踏まえて設定しているものであり、その見直しについては慎重な議論が必要と考えています。

質問4

2027年度（令和9年度）障害福祉サービス等報酬改定についての質問

2024年度報酬改定では、基本単価が引き下げられると同時に、新しい加算や加算要件の見直し等がなされました。その後の状況をみると、放課後等デイは、前年度比（令和5年度決算と令和6年度決算の比較）で収支差率の平均がプラスとなりました（「令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果」）。これは、私どもを含め、現場の声を反映させた加算の見直しがあったためです。放課後等デイは、「障害児通所・訪問サービス」の中で唯一プラスとなりましたが、その内実をみると、収支差率の平均値が9.1%であるのに対して、中央値は2.7%に過ぎません（上記「結果」第25表参照）。私どもとしては、中央値こそ、現場の実態を反映させた数値であると考えています。

他方で、これまでの報酬改定では、この「収支差率の平均値」が重要視され、その平均値が上昇した事業は、報酬単価が引き下げられるということが行われてきました。そのため、次期 2027 年度（令和 9 年度）報酬改定では、放課後等デイの報酬単価が引き下げられると予想されます。

上述したように、放課後等デイは、平均値と中央値を比べたときに、平均値の方が大きくなっていますが、この場合には、一部の大きな値が平均を押し上げていること、また、その開きが大きければ大きいほどデータのばらつきが大きいことが示唆されます。現に、放課後等デイの収支差率の分布はばらつきが大きく、収支差率が 25% を超えるような事業所、さらには、50% 超えるような事業所の数が多く、平均値を引き上げていることがわかります（同上）。このような状況で、平均値だけを取り出して、報酬の引き下げを行うことは、非常に乱暴です。仮に、そのようなことが行われれば、中央値付近で運営をしている事業所は更に運営が厳しくなり、処遇の引き下げや人員削減を迫られる可能性があり、さらに、中央値以下で運営している事業所にとっては事業所の閉鎖等も検討しなければならなくなるなど死活問題となると考えています。

そこで、以下、2 点お聞きします。

質問： ①貴党は、2027 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害福祉サービスの報酬全体）に対して、どのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 引き上げるべき 【 】

② 引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

物価や賃金が上昇する中、障害福祉分野の職員の処遇改善を図るため、令和 9 年度報酬改定を待たず、期中改定を実施することとしたところです。まずは令和 8 年度報酬改定について確実に措置を講じるとともに、その成果を踏まえ、令和 9 年度報酬改定に向けた検討を進めてまいります。引き続き、働く方もサービスを利用する方も継続して安心できるよう、障害福祉サービスの基盤を守る観点から、公定価格の引上げなどを通じ、現場で働く幅広い職種において、経営の安定や賃上げにつながる迅速かつ確実な対応を行います。

質問： ②また、特に、放課後等デイの報酬の改定についてどのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

① 引き上げるべき 【 】

② 引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、放課後等デイサービスに関し、基本報酬の見直しに加え、現場の実態を踏まえた各種加算の整理・充実を行ったところであり、その結果として、令和7年障害福祉サービス等経営概況調査において、前年度比で収支差率の平均が改善したことは承知しております。

他方で、ご指摘のとおり、収支差率の平均値と中央値の乖離が一定程度見られること、また、収支差率が高い一部の事業所が平均値を押し上げている可能性があることなど、調査結果の読み取りにあたっては慎重な検討が必要であると認識しております。

具体的な議論については、障害福祉サービス等報酬改定の検討の中で行われるものと考えられます。こどもの発達段階や特性を踏まえた質の高い支援が適切に提供されるよう、有識者や関係団体の皆様のご意見を聞きながら、報酬体系のあり方などについて、引き続き丁寧に検討してまいります。

質問 5

放課後等デイ事業従事者の処遇状況についての質問

障害福祉分野の賃金水準は平均30.8万円であり、全産業平均の38.6万円と7.8万円もの差があります（2024年12月11日第50回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料1」11頁より）。2024年度の差が6.5万円だったことからすると、1年間でさらに1.3万円も差が開いたことになります。この数年、厚労省・こども家庭庁は、障害児者福祉分野の処遇改善を段階的に実施していますが、全産業との開きは縮まるどころか、開いています。また、

放課後等デイに目を移すと、2025年7月の平均給与額は283,910円であり、障害福祉全体の下から2番目の低さとなっています（同上資料19頁）。

今般、政府は、令和7年補正予算、令和8年度予算案において、介護・福祉職員・障害福祉従事者の処遇改善についての具体策を提示しました。処遇改善の施策が拡充されることは肯定できることですが、そこで示されたのは、障害福祉従事者については、「従事者1人当たり、月1万円の引上げ」という内容です。この内容では、到底、全産業平均との差は縮まりません。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ従事者を含む、障害児者福祉分野従事者の処遇改善について、「従事者1人当たり、月1万円の引上げ」を超える処遇の改善を行い、全産業平均との差をより縮める考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

- ① 「月1万円」を超える引き上げを行う考えはある 【 】
- ② 「月1万円」を超える引き上げを行う考えはない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

障害児支援の現場においても、依然として人手不足が厳しい状況にあり、処遇改善等は重要な課題と認識しています。

令和7年度補正予算においては、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」を実施しているとともに、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定において賃上げを実施する措置を講じることとしています。この令和8年度報酬改定では、障害福祉従事者を対象に幅広く月1.0万円の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置しているところです。

まずは令和8年度報酬改定について確実に措置を講じるとともに、その成果を踏まえ、令和9年度報酬改定に向けた検討を進めてまいります。

以上